



有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー

〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
 ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol. 98 2013年04月01日

エチオピア:新商標規則の公告(2)

エチオピア特許庁は旧法の下で出願された商標の再登録手続きを開始しました。旧法の下で、つまり2006年7月7日前に出願された商標は再登録しなければならず、2006年7月7日と2012年12月24日の間に出願された商標は補正の対象となります。

エチオピア特許庁は駆け込み出願の混雑を避けるために、再登録手続きの日程について以下のガイドラインを発表しました。かかる日程は目安であり、現行の期限である2014年6月18日以前まで再登録を行うことができます。

登録番号	再登録申請期間
0001~0400	2013年3月25日~2013年4月23日
0401~0800	2013年4月24日~2013年5月23日
0801~1200	2013年5月24日~2013年6月22日
1201~1600	2013年6月23日~2013年7月22日
1601~2000	2013年7月23日~2013年8月21日
2001~2400	2013年8月22日~2013年9月20日
2401~2800	2013年9月21日~2013年10月20日
2801~3200	2013年10月21日~2013年11月19日
3201~3600	2013年11月20日~2013年12月19日
3601~4000	2013年12月20日~2014年1月18日
4001~4400	2014年1月19日~2014年2月18日
4401~4800	2014年2月19日~2014年3月20日
4801~5200	2014年3月21日~2014年4月19日
5201~5600	2014年4月20日~2014年5月19日
5601~5900	2014年5月20日~2014年6月18日

登録番号が5901以上の商標は存続期間を6年から7年へ補正する対象となります。補正手続きは再登

録の手続きが完了するまで開始されません。

商標が最初に登録された時の書類がエチオピア特許庁にあれば、再登録手続きに必要な書類はありませんが、それらの書類が見つからない場合は以下の書類の提出が必要になります。

1. 委任状(要領事認証)
2. 会社登記簿謄本(要公証)

会社登記簿謄本・抄本が提出できない場合は、本国登録証明書の提出が必要になります。エチオピア特許庁が既に提出した書類をどれほど保管しているか不明ですが、多くの場合、新たに上記書類の提出が必要になるものと思われます。

再登録の申請をすれば、その申請日が再登録日となり、その日から7年毎に更新することができます。

再登録の公告はアムハラ語の新聞に掲載されますが、英字紙での公告は任意となります。

当方の依頼人には個別に再登録のご案内を致します。

(情報提供:LYSAGHT & CO.)